

議案第１０７号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月４日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市保健所関係手数料条例（平成３０年１２月条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表第１号中「１６，０００円」を「１８，０００円」に改め、同表第２号中「９，６００円」を「１１，０００円」に改め、同表第３号及び第４号中「９，６００円」を「１２，０００円」に改め、同表第５号中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第６号中「９，６００円」を「１２，０００円」に改め、同表第７号から第１０号までの規定中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第１１号及び第１２号中「１４，０００円」を「１６，０００円」に改め、同表第１３号から第１５号まで及び第１７号から第１９号までの規定中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第２０号及び第２１号中「１６，０００円」を「１８，０００円」に改め、同表第２２号から第２４号までの規定中「１４，０００円」を「１６，０００円」に改め、同表第２５号中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第２６号中「３０，０００円」を「３２，０００円」に改め、同表第２７号中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第２８号中「３０，０００円」を「３２，０００円」に改め、同表第２９号中「１４，０００円」を「１６，０００円」に改め、同表第３０号中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第３１号中「１４，０００円」を「１６，０００円」に改め、同表第３２号中「２１，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表第３５号中「１６，０００

円」を「17,000円」に改め、同表第36号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同表第37号中「7,400円」を「8,300円」に改め、同表第38号中「19,000円」を「21,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同表第39号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同表第40号中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表第41号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同表第42号中「21,000円」を「23,000円」に改め、同表第43号中「14,000円」を「15,000円」に改め、同表第44号中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表第45号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同表第46号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表第47号中「43,000円」を「47,000円」に改め、同表第48号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同表第49号中「16,000円」を「18,000円」に改め、同表第50号中「3,400円」を「3,700円」に改め、同表第51号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同表第54号中「3,210円」を「5,170円」に改め、同表第57号中「14,700円」を「16,200円」に改め、同表第58号中「6,400円」を「7,100円」に改め、同表第59号中「2,400円」を「2,600円」に改め、同表第60号中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表第61号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同表第62号中「10,000円」を「11,000円」に改め、同表第63号ア中「750円」を「820円」に改め、同号イ及びウ中「320円」を「350円」に改め、同号エ中「180円」を「200円」に改め、同表第64号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同表第65号中「80,000円」を「88,000円」に改め、同表第66号及び第67号中「8,200円」を「9,000円」に改め、同表第68号中「61,000円」を「67,000円」に改め、同表第69号中「29,000円」を「32,000円」に改め、同表第70号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表第71号中「7,300円」を「8,200円」に改め、同表第72号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表第73号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表第74号中「5,600

円」を「6, 300円」に改め、同表第75号及び第76号中「90円」を「100円」に改め、同表第77号中「29, 000円」を「32, 000円」に改め、同表第78号中「11, 000円」を「12, 000円」に改め、同表第79号中「29, 000円」を「32, 000円」に改め、同表第80号中「11, 000円」を「12, 000円」に改め、同表第81号中「2, 000円」を「2, 200円」に改め、同表第82号中「2, 900円」を「3, 200円」に改め、同表第83号中「2, 000円」を「2, 200円」に改め、同表第84号中「2, 900円」を「3, 200円」に改め、同表第85号中「2, 000円」を「2, 200円」に改め、同表第86号中「2, 900円」を「3, 200円」に改め、同表第90号及び第91号中「35, 000円」を「38, 000円」に改め、同表第92号中「35, 000円」を「39, 000円」に改め、同表第93号及び第94号中「35, 000円」を「38, 000円」に改め、同表第95号中「35, 000円」を「39, 000円」に改め、同表第96号中「35, 000円」を「38, 000円」に改め、同表第97号中「45, 000円」を「49, 000円」に改め、同表第98号中「15, 000円」を「17, 000円」に改め、同表第99号中「10, 000円」を「11, 000円」に改め、同表第101号中「18, 000円」を「20, 000円」に改め、同表第102号中「10, 000円」を「11, 000円」に改め、同表第104号ア中「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同号イ中「420円」を「470円」に改め、同表第105号から第107号までの規定中「3, 210円」を「5, 170円」に改め、同表第108号中「19, 000円」を「21, 000円」に改め、同表第109号中「10, 000円」を「11, 000円」に改め、同表第110号中「150, 000円」を「167, 000円」に改め、同表第111号中「90, 000円」を「100, 000円」に改め、同表第112号中「5円」を「6円」に改め、同表第113号中「5, 500円」を「6, 100円」に改め、同表第114号中「2, 300円」を「2, 500円」に改め、同表第115号中「400円」を「450円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

山梨県手数料条例等の一部改正に鑑み、保健所が所管する事務に係る手数料の額の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。